

## 建設関連業務委託における予定価格等のランダム化による決定の概要

### 1. 予定価格等は次式により決定します。

$$\textcircled{1} \quad \text{予定価格 (消費税除く)} = \text{設計金額 (消費税除く)} \times \text{ランダム係数 (甲)}$$

ただし、予定価格 (消費税除く) は、千円未満の金額を切り上げ、千円止めとします。

$$\textcircled{2} \quad \text{最低制限価格 (消費税除く)}$$

$$= \text{最低制限設計価格 (消費税除く)} \times \text{ランダム係数 (乙)}$$

(最低制限設計価格 (消費税除く) = 別に定める方法により算定する。)

ただし、最低制限価格 (消費税除く) の金額は、ランダム係数が 1 以上の場合には、千円未満の金額は切り捨てるものとし、ランダム係数が 1 未満の場合は、千円未満の金額は切り上げるものとし、千円止めとします。

### 2. ランダム係数 (甲)、(乙) の範囲は次のとおりです。

① 予定価格の決定に係るランダム係数 (甲) は、以下の範囲で変動します。

$$0.999 \leqq \text{ランダム係数 (甲)} \leqq 1.000$$

② 最低制限価格の決定に係るランダム係数 (乙) は、以下の範囲で変動します。

$$0.999 \leqq \text{ランダム係数 (乙)} \leqq 1.001$$

### 3. 予定価格等のランダム化は、入札前に次のとおり決定します。

1) 設計金額等は、あらかじめ長与町で決めておきます。

2) 予定価格等のランダム化は、契約担任者がパソコンのランダム化キーを操作することによって行います。

3) 予定価格等は、ランダム化の結果を予定価格調書に印刷したものに契約担任者が記名押印した時点で、決定されたこととなります。

### 4. 予定価格等に誤りがあった場合は次のとおり対応します。

入札の執行を中止します。

### 5. 適用日

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設関連業務委託から適用します。